						三　かご室	
				(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)
				降下防止装置	換気設備等（機械室を有しないエレベーターに限る。）	制御盤扉（かごの戸及び釣合おもりと干渉しないものを除く。）	かごの壁又は囲い、天井及び床
予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。	設置及び作動の状況	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置又は開放スイッチの作動の状況	かごの構造及び設置の状況
	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号ロの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。			設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあっては、その設定を確認する。	開放スイッチがあるものにあっては、その作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあっては、ねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かないよう措置が講じられているかを確認する。	目視により確認する。
	目視により確認する。	開放スイッチがあるものにあっては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがあるものにあっては容易に制御盤扉が開くおそれがあること。			目視により確認する。	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
							(ニ)
							かごの戸及び敷居
							戸及び敷居の構造及び設置の状況
							可燃物の状況
							目視により確認する。
							令第百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。
							戸相互及び戸と出入口枠との隙間の状況（第一種特殊告示第七号に掲げるエレベーターを除く。）
							目視により確認し又は測定する。
							平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
							敷居とドアシューの摩耗の状況
							目視により確認する。
							敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。

						(ヌ)			(ル)
						かごの戸のスイッチ			床合わせ補正装置及び着床装置
ドアシューのかかりの状況	戸の可燃物の状況	戸の開閉の状況	戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	連結ロープの状況	取付けの状況	スイッチの作動の状況			床合わせ補正装置の状況
目視により確認し又は測定する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定すること。 ロ　かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。			着床面からかごをおおむね五十ミリメートルの位置及び七十五ミリメートルを超え二百ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。
引き戸にあっては無負荷時においてドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいてドアシューが外れること。	令第百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。	戸の開閉が円滑でないこと。	反転作動をしないこと。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。	取付けが堅固でないこと。	制御器告示第一第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあっては七十五ミリメートル、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあっては五十ミリメートルを超えていること。			制御器告示第一第一号の規定に適合しないこと。